

第5章 「露領漁業」をめぐる歴史像の形成— 北洋」イデオロギーの起源

神長英輔

はじめに

いわゆる「北洋漁業」の歴史は1920年代から1930年代がひとつの画期となる。この時期から北太平洋の各地で日本人の手による各種の母船式漁業、漁船漁業が広範に展開されるようになった。そしてこれらの漁業の発展と同時に「北洋漁業」という呼称が登場して定着した¹。

それ以前にこの海域で日本人によって営まれていた漁業は「露領漁業」と呼ばれていた。ロシア極東の広汎な沿岸（領海）一帯の漁場ではサケ、マス、ニシンの定置網漁業がおこなわれていた。

(1) 研究の目的

19世紀半ばから日露戦争までの露領漁業の歴史には通説とよぶことのできる見解がある。この時期の露領漁業についての通説とは次のようなものである²。

曰く、樺太千島交換条約（1875年）による国境確定の後、サハリン全島はロシア領となった。これ以後も日本の漁業者は従来通りサハリン島出漁を続けた。1880年代初め、ロシア当局は突如、日本人漁業者に対して高額の輸出税を課した。これ以後、ロシア当局は日本人漁業者への規制を強めた。こうしたロシア当局の一貫した抑圧策に対して日本政府は弱腰だった。漁業者たちは危機を乗り切るために団結して組合を結成し、政府に働きかける。こうした漁業者たちの働きかけが功を奏す。政府はロシアからの水産物輸入への高額課税という対抗策を発表する。これに対してロシア当局は日本人漁業者への規制を一時的に緩める。1890年代末以降、サハリン島漁業をめぐって日本とロシアは抜き差しならぬ緊張関係の中にあった。日本人の漁業技術の水準がロシア人のそれを遙かにしのぐ以上、日本人漁業の発展とそれに伴う両国の軋轢は不可避だった。以上が通説である。

この通説の見解は1930年代に確立した。それ以後、この見解が根本的に批判されることは無かった。この報告は1930年代から（消極的なものか、積極的なものかに関わらず）支持されてきた

¹ 中井昭著『北洋漁業の構造変化』成山堂書店、1988年、1頁。

² ここで示した通説は以下の文献の見解から構成した。函館市史編さん室編『函館市史 通説編第三巻』、1997年。『函館市史 通説編第二巻』、1990年。北海道編『新北海道史 第四巻通説三』、1973年。三島康雄著『北洋漁業の経営史的研究』ミネルヴァ書房、1971年。露領水産組合編『露領漁業の沿革と現状 組合三〇周年記念事業』1938年。岡本正一著『北洋漁業の大革命』水産通信社、1933年。北海道庁編『新撰北海道史 第四巻通説三』、1937年、第五章第四項。樺太定置漁業水産組合編『樺太と漁業』豊原、1931年。

この見解を批判する試みである³。

(2) 研究の方法

ここでは1930年代に著された二つの漁業組合の通史、樺太定置漁業水産組合の『樺太と漁業』（1931年）と露領水産組合の『露領漁業の沿革と現状』（1938年）を取り上げる。

批判にあたっては通史の見解を類型化して具体的な論点を示す。その上で史料研究の結果と照合して批判を試みる。

また、1930年代（から現代まで）の言説と、日露戦争以前、つまり同時代の言説の表現それ自体を比較する。史料研究という実証手続とは関係なく、表現それ自体を比べる。

この作業も1930年代の通説批判の試みである。もう少し正確に言えばこの作業は1930年代の通説が現在もなお基本的に支持されていることへの批判である。なぜ1930年代の通説が現代でも（消極的なものか、積極的なものかに関わらず）支持されているのか。それを考えたい。

1. 「露領漁業」をめぐる歴史像の形成

(1) 1930年代「通説」の類型化

1930年代、露領漁業についての代表的な通史が漁業者自身の手によって編纂された。それが先に紹介した樺太定置漁業水産組合の『樺太と漁業』と露領水産組合の『露領漁業の沿革と現状』である。ここではこの二つの通史をもとに日露戦争までの露領漁業の通説を類型化する。なお、以下で類型化した特徴は『樺太と漁業』と『露領漁業の沿革と現状』のいずれにも見られ、なおかつ、同時代のほかの通史的文献⁴にもしばしばみられる特徴である。

まず、「露領漁業の実権は日本人が掌握していた」⁵という主張がある。この主張はしばしば「日本人はロシア人を遙かにしのぐ漁業技術を持っていた」⁶という理由づけとともに登場する。

次に「狡猾で横暴な（ロシア人）」⁷という表現がある。樺太千島交換条約（1875年）から日露戦争（1904年）まで、「横暴なロシア人」⁸は「一貫して」⁹日本人の排斥を試み、その排斥の圧力

³ 以下にあげる一般向けの文献もこうした1930年代以来の見解を基本的に踏襲している。「北洋サケ・マス漁業の歴史」（函館市北洋資料館来館者用資料）、2002年。会田金吾著『漁（すなど）り工（つく）る北洋 秘録カムチャッカ漁場とサケ工船 苦闘と栄光の軌跡』五稜出版社（函館）、1988年。板橋守邦著『北洋漁業の盛衰 大いなる回帰』東洋経済新報社、1983年。望月喜市編『シベリア開発と北洋漁業』北海道新聞社、1982年。石田好数『日本漁民史』三一書房、1978年。

⁴ 註2参照。

⁵ 『露領漁業の沿革と現状』18頁。

⁶ 『樺太と漁業』171頁。『露領漁業の沿革と現状』18頁。

⁷ 『露領漁業の沿革と現状』8頁。

⁸ 『樺太と漁業』171頁、174頁。

⁹ 『樺太と漁業』179頁。『露領漁業の沿革と現状』5頁。

は「徐々に強まる」¹⁰一方だった。日本人に対する漁業規制は「一貫して強められた」という主張はよくみられる。

こうした状況に対して、日本人漁業者は「一致団結して組合に結集し」¹¹たとされる。日本政府はロシアに対して「報復をほのめかした強い態度に出た」¹²。この結果、ロシアが譲歩して漁業者の権利が守られた。

以上の一連の主張からは日露両国が「厳しく対立」していたという印象が感じられる。その実感を裏付けるように「実権は日本人にあった」以上、「日本人漁業の発展につれて対立が激しさを増すのは不可避だった」¹³という主張もなされている。

(2) 史料研究に基づいた考察

上で紹介した見解のうち、ここでは「ロシア側は日本人漁業者を一貫して排斥しようとし、その規制は年々強まる一方だった」、「日本人漁業者は一致団結した」、「狡猾で横暴」、「厳しい対立」という四つの見解を検討の対象とする。

そのうち、前二者の「ロシア側は日本人漁業者を一貫して排斥しようとし、その規制は年々強まる一方だった」、「日本人漁業者は一致団結した」という二つの主張は史料研究に基づいた検討の対象にする¹⁴。

「狡猾で横暴」と「厳しい対立」という見解には書き手の主観が前面に出すぎている。そのため史料研究による批判はあまり効果的ではない。この二つの見解については後で表現それ自体に焦点を絞って検討する。

【主張1 「一致団結して対抗」】

「ロシア側の強まる排斥」に対して日本人漁業者が「一致団結して対抗」したという主張がある。「一致団結」していたという主張はいかにも組合史らしい。

実際のところ、漁業者が団結していなかった例は多い。漁業者は組合の内でも外でもしばしば団結できなかった。例えば、ロシア側の規制強化に際し、日本人漁業者の中にはロシア人から名義を借りて漁業を継続するものが続出していた。在コルサコフ領事は名義借りを日本人漁業者が自らの首を絞める行為として批判し、これらの取締の許可をたびたび本省に申し入れている¹⁵。また、サハリン島漁業の存続が危ぶまれた際に北海道のニシン漁業者が揃って資本を増やそうとしたのは「団結」できていないよい例である¹⁶。

¹⁰ 『樺太と漁業』177頁。『露領漁業の沿革と現状』10頁。

¹¹ 『樺太と漁業』173頁。『露領漁業の沿革と現状』15頁。

¹² 『樺太と漁業』175頁。

¹³ 『露領漁業の沿革と現状』18頁。

¹⁴ ここでの検討作業は神長英輔「プリアムール総督府管内における漁業規制と漁業振興 一八八四-一九〇三」、『ロシア史研究』第73号、2003年、37-54頁の内容に多くを負う。

¹⁵ 『日本外交文書』第34巻（1901年）文書586。

¹⁶ 「雑報 露領漁業問題の経過 鹹魚輸入税増加に就て」、『函館毎日新聞』第5705号、明治33年2月22日。

さらに日本政府の外交文書によれば、1902年に帝国議会で成立した「外国領海水産組合法」の制定の目的は「サハリン島漁業者の組合加入をすすめる、漁業者を一致団結させるため」にあったとされている¹⁷。このように「一致団結」という主張は論点を明示しない限り妥当ではない。

【主張2 「一貫した排斥」「徐々に強まる排斥」】

ロシア側の「一貫した排斥」、「徐々に強まる排斥」という主張の一面は真実である。樺太千島交換条約から日露戦争までの約30年の間、プリアムール総督府と農業・国有財産省は試行錯誤を重ねたすえ、漁業の国民産業化（национализация）を優先するという結論を出している¹⁸。この国民産業化という方針がほぼ定まってからは日本人漁業者に対する規制が年々強化された。この点についていえば「徐々に規制が強まった」のは確かだ。

しかし、総督府における議論の経緯から判断すれば、この結論は調査と試行錯誤の末に出されたものとみるべきだ¹⁹。また、規制の目的は時期を通じて大きく変わっている。さらに総督府が日本人漁業者の力を借りて漁業の発展を誘導するような振興策を図ったこともあった²⁰。したがって一連の規制に一貫した意図をみることは適当でない。

以上が通説の主要な主張に対する批判的な検討である。1930年代の通説の主張は通史という性格を持つ以上、ある程度の単純化が避けられない。しかし、それらの主張に対する反証はかなり多い。問題は現代までこの通説が批判をあまり受けずにそのままの形で受容されてきたことにある。通説は再検討されるべきである。

(3) 同時代見解の表現との比較

ここでは露領漁業に関わる日露戦争以前の見解と1930年代の見解の表現それ自体を比較する。上でも述べたとおり、現代の通説のもとになっているのは1930年代の見解である。この見解を同時代における見解と比べた場合、同時代の見解の方がより細かい認識に成功している。むしろ同時代より1930年代の方が認識が単純化した印象がある。露領漁業についての現状（ないし過去）の認識が時代を経てどのように変化したのか。これを考察する。

ここでは二つの論点に注目する。ひとつは「狡猾で横暴なロシア人」、もう一つは「厳しい対立があった」という論点である。

【表現1 「狡猾で横暴」】

まずは「狡猾で横暴」という表現に注目する。1900年前後、プリアムール総督府の規制強化に対して日本人漁業者の反対運動が起こる。この時期の函館の日刊紙『函館毎日新聞』は連日のよ

¹⁷ 『日本外交文書』第35巻（1902年）文書365。

¹⁸ 神長「プリアムール総督府管内における漁業規制と漁業振興 一八八四—一九〇三」52頁。

¹⁹ 神長「プリアムール総督府管内における漁業規制と漁業振興 一八八四—一九〇三」52頁。

²⁰ Всеподаннейший отчет Приамурского генерал-губернатора генерал-лейтенанта Духовского 1893, 1894. 1895гг. Спб., 1895, с.96.

うに「露領漁業問題」を取り上げていた。

新聞の立場は概して日本人漁業者の権益を擁護するものだった。しかし、批判の矛先が総督府に直接向けられることは少なかった。紙面で「横暴」で「狡猾」とされたのは日本人漁業者の直接の競争相手の一部のロシア人漁業者だった。ロシア人漁業者は新しく導入された制度を利用して日本人漁業者の漁場を「横取った」と表現された²¹。

これに対して 1930 年代の通説の中には「露国人の横暴」²²、「露国の暴圧」²³、「露国の邦人漁業に対する圧迫」²⁴、「露国は（中略）手を代え品を代えて邦人漁業の圧迫」²⁵などというように「暴力」的な姿勢を強調するものが増えている。

1900 年前後はロシア人漁業者や官吏のうちの特定の人物に対して非難の感情が向けられることが多かった。しかし、1930 年代の通説は「露国」や「露国人」などのように、より漠然とした集団に感情がぶつけられている。

また、1930 年代の表現からは「(サハリン島の)ロシア人漁業者」や「総督府」、「ロシア政府」という区別が消えつつあった。1900 年前後の同時代の見解には「総督」や「露政府」の意図や立場をそれぞれ分けて考える例²⁶があったが、1930 年代にはそうした見解はみられない。この点では認識の単純化が進んだといえる。

新聞記事と組合史（通史）というメディアの種類を考慮に入れる必要は確かにある。それでも 1930 年代の見解がより単純でより感情的なものになっているといえる。

【表現 2 「厳しい対立」】

先に述べたように『函館毎日新聞』の立場は日本人漁業者の権益を擁護するものだった。さらに露領漁業の問題が両国間の一大事に発展することも懸念していた²⁷。この時期、1900 年前後の見解は「外交努力などによって決定的な危機は避けられる」という立場だった。

一方、1930 年代の見解は「厳しく対立していた」と書いている。両者が同じ事態を表現していることは明らかだが、認識は 1930 年代の方がやや単純である。

また、1930 年代の見解は「対立」を必然のものとしてとらえている。

『露領漁業の沿革と現状』には次のような見解がある。曰く、「我が民族の北洋に於ける漁業発展は赴くところ必然に彼我両勢力の対立抗争を来し、遂には尋常一様の手段を以てしては最早解決困難な情勢に立ち至っていたことは理解するに難くないであろう」²⁸。これを見る限り、必然論も単純な「彼我」の区別も「解決困難」という結論もみな 1900 年前後の見解とはかけ離れて

²¹ 「露領漁場問題に就て」、『函館毎日新聞』第 5706 号、明治 33 年 2 月 23 日。

²² 『樺太と漁業』、117 頁。

²³ 『樺太と漁業』、175 頁

²⁴ 『樺太と漁業』、177 頁

²⁵ 『露領漁業の沿革と現状』、8 頁。

²⁶ 「雑報 露領漁場問題の由来」、『函館毎日新聞』第 5698 号、明治 33 年 2 月 14 日。

²⁷ 「社説 日露の関係（昨今の説について）」、『函館毎日新聞』第 5704 号、明治 33 年 2 月 21 日。

²⁸ 『露領漁業の沿革と現状』、18 頁。

いた。

1900年前後の表現と1930年代の表現の違いを改めてまとめる。1900年前後と比べて1930年代の認識はより粗く単純になっている。「かれら」と「われら」の間に「激しい対立」があり、その対立は避けられないものだったというのが1930年代に描かれた構図だった。ここには1900年前後の見解にみられたような「総督府」、「ロシア政府」、「ロシア人漁業者」、(日本の組合内部の)「強硬派と穏健派」などといった細かい認識はない。前の節で取り上げた「一貫した圧迫」や「日本人が優れていた」という認識も「必然論」を補強する静態的で単純な認識だった。認識の点で1930年代と1900年前後は明らかに断絶している。

2. 結論と考察 「北洋」イデオロギーの起源

(1) 史料研究からの結論

1930年代の通説のうち、日本人漁業者が「一致団結して対抗」していたという主張は論点を限定しない限りは説得力がない。サハリン島で活動する日本人漁業者が意見でも行動でも足並みをそろえられなかった例は少なくない。

ロシア側が「一貫した排斥」をすすめたという主張も不正確である。プリアムール総督府は調査と試行錯誤の末に漁業の国民産業化を進めるという結論を出した。総督府が最初からこの方針で一貫していたわけではない。

以上が史料研究の結果に基づく通説批判の結論である。

(2) 同時代の見解と比較しての結論

1900年前後、すなわち同時代の見解と比べると、1930年代の通説の見解は認識の点でむしろ退行している。同時代の見解ではより具体的な対象に対して批判が向けられていたのに対し、1930年代の見解では「露国」や「露国人」が非難されている。

ここでは多様な利害関係が単純化され、ロシア対日本という単純な対立の図式が打ち出されている。そして、こうした対立が必然の結果ととらえられている。このようなより単純な認識が現代でも通説としてある程度の影響力を保っているのである。

(3) 考察と展望

私は露領漁業の歴史を論じた既存の研究の成果を否定するつもりはない。この分野に関わる多くの研究は個々の論点についての細かい認識に成功している。個々の論点については精細な認識に成功している例が多い。それなのに通史においてはかなり単純で問題の多い1930年代通説をかなりの部分まで受け入れているという現実がある。

問題点の一つは「露領漁業」や「北洋漁業」に関わる歴史を(意図のあるなしに関わらず)日

本とロシアの国家間の関係の歴史として語ってしまうことにある。「露領漁業」や「北洋漁業」の歴史が国家間の関係に影響を受け続けていたことは確かだが、さまざまな出来事の原因を国家間の関係の変化だけから語ろうとするのは明らかに片手落ちである。

ロシア極東、北海道、千島列島、日本領樺太などの各地に対する地域政策と外交政策を関連づけて「露領漁業」と「北洋漁業」に関わる問題を検討する必要がある。

また、「露領漁業」や「北洋漁業」の歴史を語るにあたって、これまでの研究はその時点（研究の対象となる時期）の政治的な枠組みを無条件の前提としていた。その当時の政治状況を、漁業経済とはあまり連動しない静態的なものとしてとらえているのである。これは既存の研究のほとんどが漁業経済の分野における研究だったこととも関係がある。「露領漁業」においては漁業制度が国家間関係の影響を直に被りがちだったことは確かだ。漁業者は政治状況に翻弄される一方で、みずから政治状況にも働きかけることができた。今後は「露領漁業」や「北洋漁業」に関する政治、経済、思想の諸問題を相互に関連づけて研究していくことが必要である。

さらに「露領漁業」や「北洋漁業」の歴史はほぼ常に「われら日本人」の歴史として語られている。1930年代通説の非難の対象が「露国」や「露国人」に向けられていることはその好例である。ロシアと日本の間のこの分野に関わる研究の交流が乏しかったことがその原因の一つと考えられる。今後、より深化した研究交流が必要である。

「露領漁業」と「北洋漁業」の歴史に関わる既存の研究の問題点は以上の三つ、すなわち日本とロシアの国家間の関係として語ることに、漁業経済と政治状況を切り離して考えがちなこと（経済研究への偏り）、「われら日本（人）」の歴史として語ることに、この三つである。

「露領漁業」や「北洋漁業」をめぐる多くの言説には「日本人が『北洋』を開発・支配すべきだ」という物語が繰り返し登場する。私はこの物語とこの物語に特徴的な認識のあり方を「北洋」イデオロギーと呼んでいる。ここで指摘した既存の研究の三つの問題点はまさにこの「北洋」イデオロギーの問題である。

この三つの問題点を解決するためには「北洋」イデオロギー、特にその認識上の特徴の研究が不可欠だと私は考える。例えば「露領漁業」についての1930年代通説は現代でも受け入れられている。「北洋」イデオロギーの物語の内容と認識の方法、両方の研究が必要と私は考える。

今回の研究の結果から考えると日露戦争から1930年までの間に「北洋」イデオロギー形成の画期があったことは確かだ。史料研究による歴史的事実の検証作業と並行して「北洋」イデオロギーについての言説それ自体の研究を進めることが私の今後の課題になる。